

三重県業務委託共通仕様書一部改訂内容(平成19年4月1日)

ページ	条	現 行	改 訂
162	第108条の4	<p>4 受注者は、地質調査資料整理要領(案)に基づき下記の成果を作成し、監督員の確認を受けた後に(財)三重県建設技術センターへフロッピーディスクにより提出するものとする。</p> <p>(1)ボーリング及び標準貫入試験のデータ</p> <p>(2)土質試験データ</p> <p>(3)孔内原位置試験データ</p>	<p>4 受注者は、<b>地質・土質調査成果電子納品要領(案)</b>に基づき、下記の成果を<b>電子納品で指定する電子媒体</b>で作成し、監督員の確認を受けた後に(財)三重県建設技術センターへ提出するものとする。</p> <p>(1)ボーリング及び標準貫入試験のデータ</p> <p>(2)土質試験データ</p> <p>(3)孔内原位置試験データ</p>